

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(単体法人用)

《平成31年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和元年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト

